

湯沢町老人福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

編集・発行 湯沢町福祉介護課
TEL：025-784-4560 FAX：025-784-4536

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第2章 湯沢町の現状と将来推計	3
第3章 計画の基本的な考え方	5
第4章 高齢者保健事業	6
第5章 高齢者福祉事業	7
第6章 介護保険事業	8
第7章 介護保険事業費用の見込	12

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

介護保険制度を中心とした高齢者の生活を支える仕組みを安定的に継続するためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、限りある社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していく必要があります。

本町では、「湯沢町総合計画（2021-2030）」において「君と一緒に暮らす町」を目指す将来像に掲げ、保健・福祉・医療分野の基本政策「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」により各施策を推進し、その分野計画である「湯沢町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」において「地域包括ケアシステム」の深化を図り、介護サービスの充実と高齢者を支える地域づくりを推進してきました。

今般、この第8期計画期間が終了することから、超高齢社会にある本町の高齢者を取り巻く情勢や課題を踏まえ、「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」をさらに推進するため「湯沢町老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

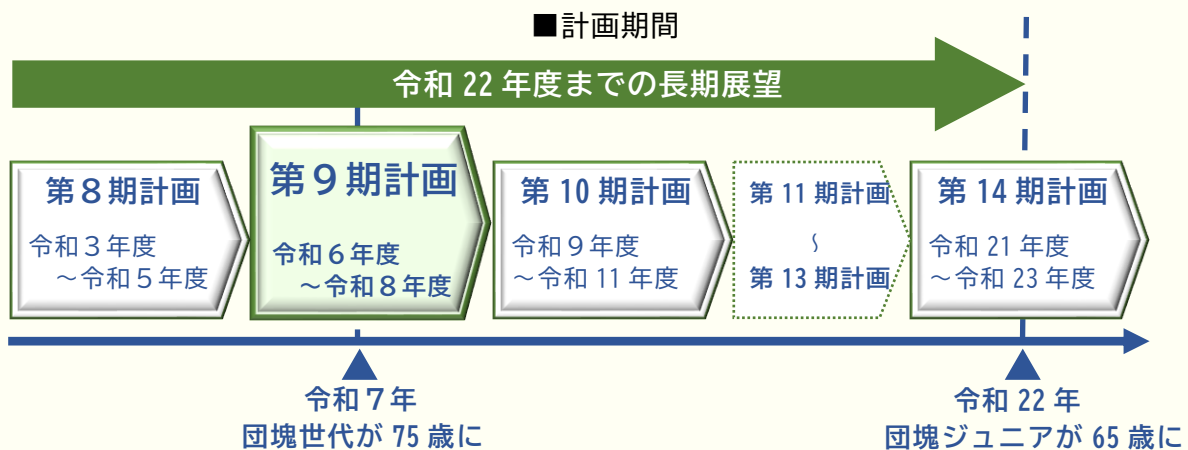
この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定しました。

(2) 関連計画との調和

本計画は、国の基本指針に即し、かつ、本町の最上位計画である「湯沢町総合計画」の「基本政策 2 地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」の具体的な実現を目指すものであり、保健福祉分野の関連計画との整合を図り策定したものです。

3 計画期間

本計画は、団塊ジュニア世代が 65 歳高齢期に到達する令和 22 年（2040 年）年を見据えつつ、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



4 計画策定の体制

(1) 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉・介護の関係者、学識経験者、被保険者の代表からなる「湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会」において、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

(2) 計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）及び在宅の要支援・要介護認定者（在宅介護実態調査）を対象としてアンケートを実施し、計画策定の基礎資料としました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

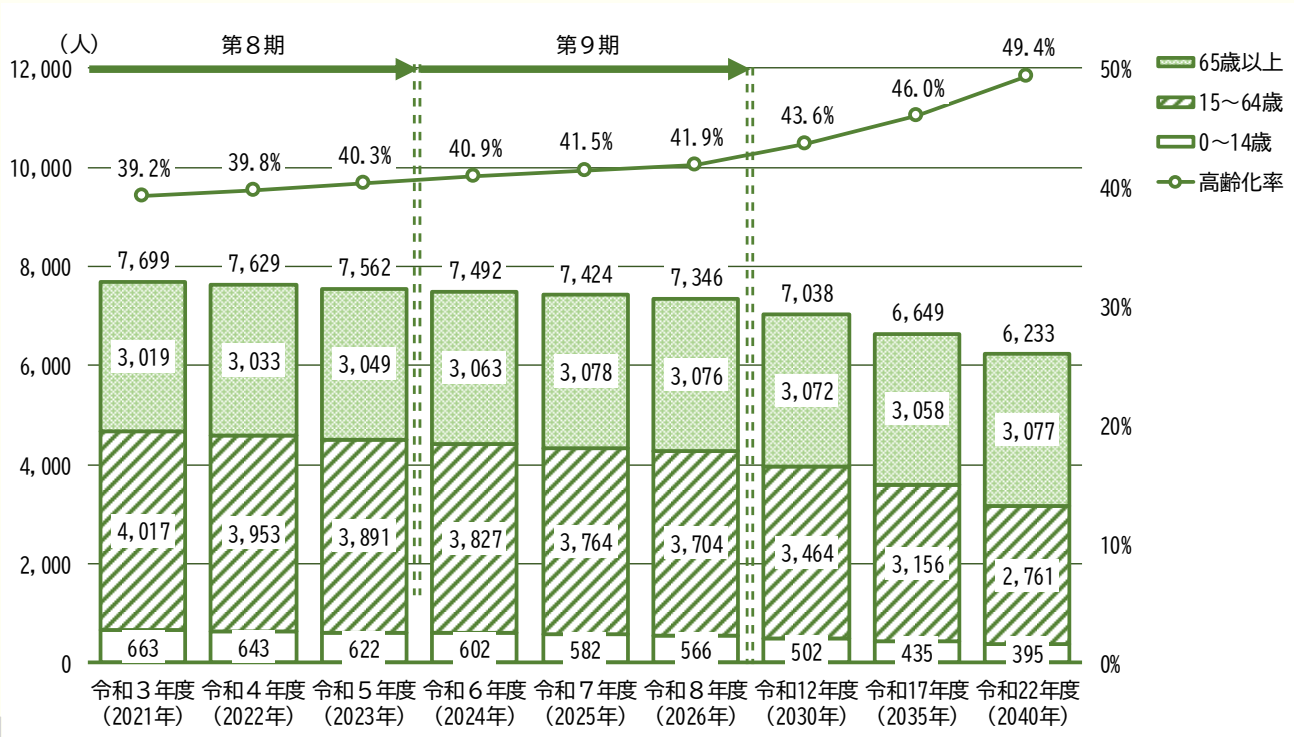
第2章 湯沢町の現状と将来推計

1 人口と世帯の状況

(1) 人口推移

本町の総人口は減少傾向で推移し、この傾向が長期的に継続すると見込まれます。年齢3区分でみると、いずれも減少しますが、高齢者人口（65歳以上）は令和8年度まではほぼ横ばいに推移し、最も緩やかな減少であることから、令和22年には高齢化率が49.4%となると見込まれます。

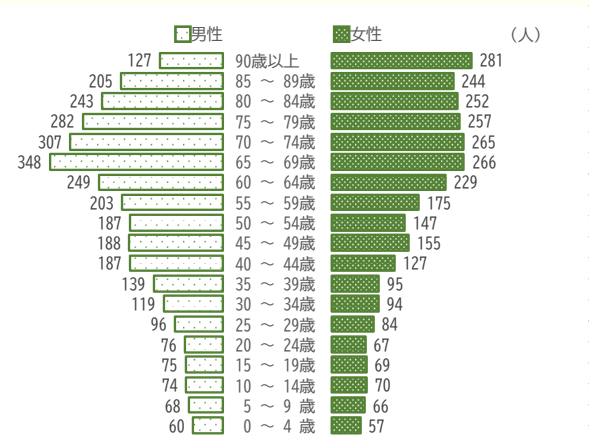
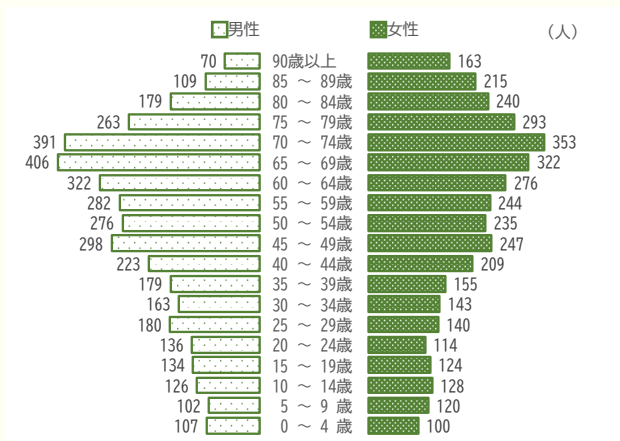
■人口推移



■人口ピラミッド

2020年国勢調査人口

2040年推計人口

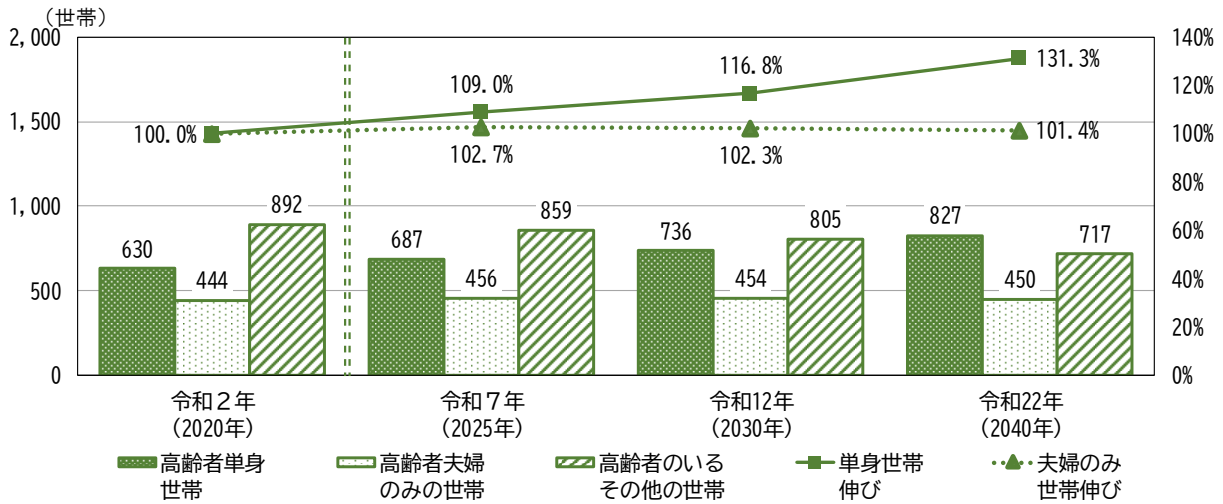


※いずれも国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」により作成。

(2) 世帯数の推移

本町の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」はほぼ横ばいに推移しますが、「高齢者のいる世帯」について類型別にみると、令和22年には要支援性の高い「高齢者単身世帯」が顕著に増加し827世帯になるものと見込まれます。

■ 高齢者のいる世帯数の推移



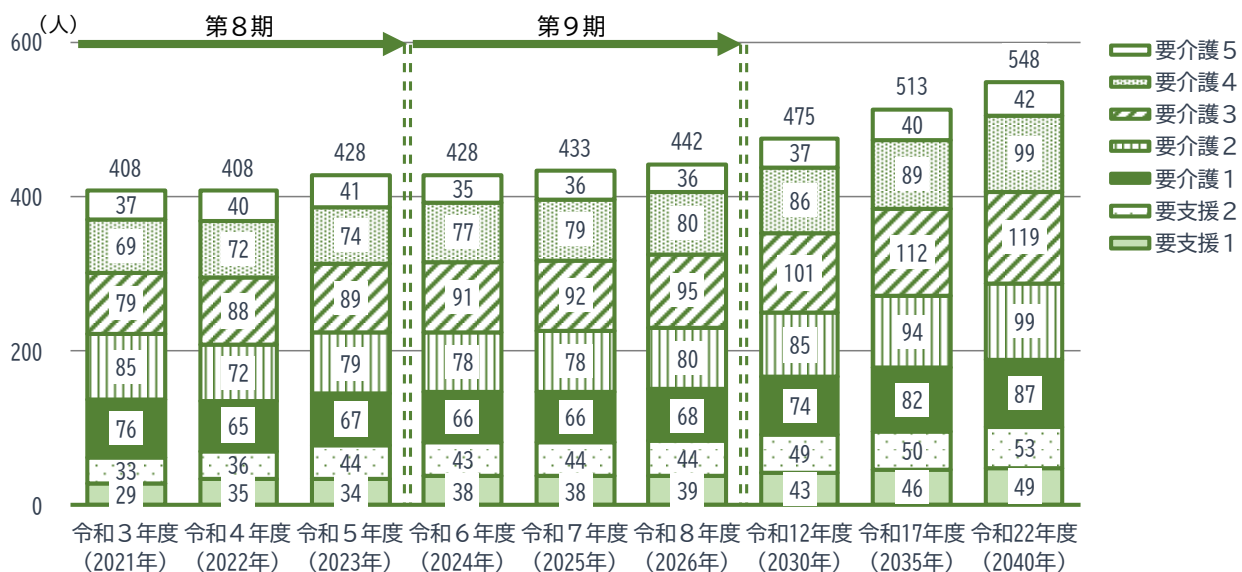
※独自推計。

2 要支援・要介護認定者の短期的推移と推計

第8期計画期間における認定者数は、令和3年度が408人、令和4年度が408人、令和5年度が424人となっており、令和5年度に増加しました。

直近の認定率の状況が今後も継続すると仮定した第9期計画期間中の認定者数は、420~440人台で推移するものと見込まれ、また、長期的には令和12年度が475人、令和17年度が513人、令和22年度が548人と、増加傾向での推移が見込まれます。

■ 要支援・要介護認定者数



※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、「湯沢町総合計画（2021-2030）」の「基本政策2」であり、第8期の基本理念である「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」を基本理念として継続し、本町にある社会資源を最大限活用するとともに、多様な主体が連携・協力しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が地域ぐるみで行われる体制づくりを推進します。

2 基本方針

一人ひとりが自らの健康状態を把握しつつ、主体的な健康づくりを行うことができる地域づくりを促進するとともに、誰もが地域の中で役割を持ち、様々な分野で活躍できる居場所を創出することにより、心身の健康の確保につなげます。

また、多様な主体が連携・協力しながら、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援が行われる体制づくりを推進し、誰もがこのまちで自分らしく安心して暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

3 施策体系

基本理念である「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」のため、高齢者保健事業、高齢者福祉事業、介護保険事業の3領域において各種事業を実施します。

【基本理念】地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり

重点課題

主体的な健康づくり活動の促進

地域支え合い体制の強化と生きがい・居場所づくりの推進

相談支援・生活支援体制の充実と在宅医療・介護の連携強化

認知症施策の充実・権利擁護の推進と虐待防止対策の強化

介護人材・専門的人材の確保と介護保険サービスの充実

高齢者保健事業

- 1 健康寿命の延伸
- 2 こころの健康づくり

高齢者福祉事業

- 1 生活支援・援護事業
- 2 施設福祉事業及び居住支援事業
- 3 活動支援事業

介護保険事業

- 1 介護サービス
- 2 地域支援事業
- 3 保健福祉事業

第4章 高齢者保健事業

1 健康寿命の延伸

(1) 健康診査

未受診層への働きかけ方を検討し、受診率のさらなる向上を図ります。

また、受診しやすい健診体制の整備を図り、特に生活習慣病が急増する前に壮年期の受診率向上を図ります。

■ 健診受診率・受診者数

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健診受診率(%)	42.3	52.9	53.0	60.0	60.0	60.0
基本健診受診者数(人/年)	391	449	450	450	450	450

(2) 生活習慣病予防教室・健康増進教室(健康教育)

健診事後指導や病態別健康教室の開催により生活習慣の改善が定着するよう支援するとともに、フレイル予防のさらなる推進を図ります。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業実施

健康寿命の延伸のために、生活習慣病等の重症化と生活機能の低下を防止する取り組みをハイリスクアプローチ(個別支援)とポピュレーションアプローチ(通いの場へのアプローチ)を組み合わせ実施します。

(4) オーラルフレイル予防教室

むし歯・歯周病予防の普及啓発を実施していますが、口腔機能の低下を自覚している高齢者の増加が課題となっています。高齢者が自身の口腔に関心を持ち、口腔機能を維持・向上できるよう支援します。

(5) 地区組織の育成

高齢者の健康づくりをサポートする地区組織として、次の3団体の地区組織の育成をしています。担い手の高齢化も進んでいるなか、新たな人材の確保も必要となっていますが、地区組織活動の活性化と継続に取り組んでいきます。

【高齢者の健康づくりをサポートする地区組織】
食生活改善推進員、ファミリー健康プラン推進委員会、ユースポ!

2 こころの健康づくり

本町では、メンタルヘルス対策として広報等を活用した普及啓発を行うだけでなく自殺対策に資する人材の育成としてゲートキーパー養成研修や、個別事例検討会、関係機関とのネットワークづくりのための協議会開催などを行っていきます。

新潟県の進める施策と連携しながら、本町に置いて一人ひとりがこころの健康に関心を持ち、悩みや不安・ストレスに上手に対処できる力を身につけることができるよう支援するとともに、孤独・孤立対策への取組みを推進します。

第5章 高齢者福祉事業

高齢者の福祉向上に資する次の事業を実施します。

1 生活支援・援護事業

●高齢者世帯等住宅除雪援助事業

民生委員児童委員と連携して対象者の把握に努め、除雪費用の負担軽減を通じた在宅での生活支援のため、引き続き事業を実施します。

●緊急通報装置貸与事業

保健師及び民生委員児童委員等と連携して利用の拡大に努め、在宅の一人暮らし高齢者等への緊急時の初期対応や日常的な見守りができるよう事業を継続します。

●住宅整備補助事業

関係機関と連携して高齢者の住宅に係る状況を共有しながら、広報等により制度を周知し、事業利用の促進を図ります。

●敬老会事業

さらなる高齢化の進展に伴い、今後も参加者数の増加が見込まれるなか、共催団体等との協力を得て、事業を継続します。

●福祉バス運行事業

利用者数が年々減少し、また、利用者が限定的な地域もあることから、事業の適正化を図りながら、移動手段の確保に努めます。

●高齢者等路線バス運賃助成事業

町内を運行する路線バスを低料金で利用できる助成事業です。利用する高齢者等の利便性が向上していることから、今後も事業を継続します。

2 施設福祉及び居住支援事業

●養護老人ホーム

65歳以上で、身体・精神または環境上の理由や経済的理由により、自宅での生活が困難になった方に、適切な入所調整を行い、利用ニーズに応じた支援を行います。

●軽費老人ホーム

高齢等のため自立して生活することに不安がある方等の入所希望者が多いことから、必要な支援を継続します。

●有料老人ホーム等設置状況の把握

居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

3 活動支援事業

●老人クラブの活動支援

会員数と団体数の維持と確保に向け、会員募集等について広報の周知を図るなど、今後も本事業を継続し、支援を実施します。

●就業支援

働く意欲のある高齢者の生きがいや活躍の場の確保に資するよう、就業機会の創出に向けて本事業を継続します。

第6章 介護保険事業

1 介護サービスの現状と今後の見込

利用見込みにあたっては、第8期計画における各サービスの利用実績の推移とともに、今後見込まれる利用者数の増加、サービス供給体制の動向等を勘案しました。

(1) 居宅サービス

介護給付		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	利用人数 (人/月)	147	149	150
訪問介護	利用回数 (回/月)	729	754	760
訪問看護	利用回数 (回/月)	53	57	62
訪問リハビリテーション	利用回数 (回/月)	116	125	129
通所介護	利用回数 (回/月)	923	934	947
通所リハビリテーション	利用回数 (回/月)	57	60	61
居宅療養管理指導	利用人数 (人/月)	17	18	18
短期入所生活介護	利用日数 (日/月)	237	245	245
短期入所療養介護	利用日数 (日/月)	0	0	0
特定施設入居者生活介護	利用人数 (人/月)	34	35	36
福祉用具貸与	利用人数 (人/月)	119	123	124
特定福祉用具購入	利用人数 (人/月)	2	2	2
住宅改修費	利用人数 (人/月)	1	1	1
予防給付		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防支援	利用人数 (人/月)	52	53	53
介護予防訪問看護	利用回数 (回/月)	3	3	4
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数 (回/月)	13	13	13
介護予防通所リハビリテーション	利用人数 (人/月)	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	利用人数 (人/月)	3	3	3
介護予防短期入所生活介護	利用日数 (日/月)	10	10	11
介護予防特定施設入居者生活介護	利用人数 (人/月)	7	7	8
介護予防福祉用具貸与	利用人数 (人/月)	48	49	50
特定介護予防福祉用具購入	利用人数 (人/月)	1	1	1
介護予防住宅改修	利用人数 (人/月)	1	1	1

(2) 地域密着型サービス

介護給付		令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数 (人/月)	2	2	2
地域密着型通所介護	利用回数 (回/月)	38	39	39
認知症対応型通所介護	利用回数 (回/月)	36	37	37
小規模多機能型居宅介護	利用人数 (人/月)	25	25	25
認知症対応型共同生活介護	利用人数 (人/月)	18	18	18
予防給付		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数 (回/月)	2	2	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数 (人/月)	4	4	4

(3) 施設サービス

介護給付		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	利用人数 (人/月)	78	79	80
介護老人保健施設	利用人数 (人/月)	10	11	11
介護医療院	利用人数 (人/月)	25	25	25

(4) サービス見込量を確保するための方策

① 居宅サービス

利用ニーズの動向を注視し、新規事業者の参入を促進するなど、町内全域におけるサービス提供体制の確保に努めるとともに、リハビリテーションの充実や介護系サービスと医療系サービスの連携等サービスの質の確保が図られるよう、事業者・医療機関等へ支援を行うとともに、住宅改修、特定福祉用具購入については、継続したサービス提供に努めていきます。

② 地域密着型サービス

利用者ニーズの動向及び町内や近隣事業者の参入意向の動向を継続的に把握し、次期計画での基盤整備に向けた検討を行います。

③ 施設サービス

現状のサービス提供体制により、サービスの供給量が確保されており、今後も必要なサービスの量が確保されるものと判断しました。引き続き、事業者の要望等を把握しながら適正なサービス提供に努めます。

④ 介護人材の確保・育成と業務効率化への取組みの支援

全国的に介護人材の不足が生じており、早急な人材の確保に向けた取組を検討し、実施していく必要があります。本町では、介護人材確保支援事業補助金や介護人材就職支援金の対象を拡充し、介護人材の定着を促進しています。町内事業者の人材確保・育成・定着を図るため、介護従事者の資格取得や専門知識・技術等のレベルアップを図る研修の実施、さらにはマンパワーの削減に資する事業者の業務効率化に向けた取組等についての支援を継続的に検討します。

⑤ 災害に対する備え

介護事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護事業所等で策定している非常災害に関する具体的な計画等を点検するとともに、避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行い、さらには、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路を共有します。

また、水防法に基づく「洪水や土砂災害のリスクが高い区域に位置する要配慮者利用施設」の管理者等に対する洪水や土砂災害を想定した避難確保計画の作成及び訓練実施の義務に関して、本町防災担当課と連携し、該当する介護事業所等への周知・指導を行います。

⑥ 感染症に対する備え

国からの指針に基づき介護サービス事業者と連携し情報共有を図るとともに、感染症発生時の介護の対応訓練を行うなど、定期的な指導等を行います。

今後これらの指導等を通じて、保険者及び介護サービス事業者等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たり、感染症発生時においてもサービスを継続できるように必要な対策を図ります。

2 地域支援事業の現状と今後の見込

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

本町では、要支援認定者等を対象とするサービスである「訪問型サービス」、「通所型サービス」を実施しています。また、シルバー人材センター委託の身体介護以外の掃除・洗濯・調理等の日常生活を支援する「訪問型サービスB」を実施しています。

■介護予防・生活支援サービス事業

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス利用者数(人/月)	4	8	7	8	8	9
通所型サービス利用者数(人/月)	23	29	26	33	33	34
訪問型サービスB利用者数(人/月)	5	8	11	11	11	12

② 一般介護予防事業

主な事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

主な事業

介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務と高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援

② 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護が必要となっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けることができるよう、地域ケア会議の開催に合わせて検討の場を設けるとともに、地域における関係機関が連携していけるよう支援します。

③ 認知症総合支援事業

国の「認知症施策推進大綱」に沿って、地域支援事業で実施される認知症総合支援事業と一体となり、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていきます。

主な事業

認知症カフェの推進（普及啓発）、認知症初期集中支援事業、認知症地域支援推進員設置事業、アクション農園倶楽部、認知症ケアパスの普及

④ 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、地域ニーズの把握に努めるとともに、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らせるよう生活支援サービスの体制を整備します。

(3) 任意事業

① 介護給付適正化事業

主な事業

認定調査状況の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検

② 家族介護支援事業

主な事業

認知症サポーター養成講座

■認知症サポーター養成講座

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	50	30	30	50	50	50

③ その他の事業

主な事業

成年後見制度利用支援事業、配食サービス事業、介護タクシー利用助成事業

■成年後見制度利用支援事業

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者(人/年)	4	4	2	3	3	3

3 保健福祉事業

保健福祉事業とは、要介護被保険者を介護している家族への支援や被保険者が要介護状態になることを予防するために必要な取り組み等を介護保険法 115 条の 49 の規定に基づき市町村が実施できる事業です。保健福祉事業の財源は第1号被保険者の保険料で賄います。

ケアマネジャー等と連携を強化し、対象家族への経済的負担の軽減と精神的な支援を図ります。

① 介護用品支給事業

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数(件/年)	432	432	432

② 在宅寝たきり者等介護手当支給事業

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数(件/年)	40	40	40

第7章 介護保険事業費用の見込

1 第1号被保険者保険料の算定

(1) 保険料基準額

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費を合計した標準給付費、さらに地域支援事業、保健福祉事業費に要する費用から構成されます。

一方、事業費の財源は、国・県・町の負担金、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。また、介護保険給付費等準備基金の取り崩しを行い、給付費の一部に充当することとします。

保険料の第1号被保険者の保険料基準額は、下表のとおり月額5,000円と算定されます。

A	標準給付費見込額	2,712,182,348円
B	地域支援事業費	180,925,709円
C	第1号被保険者負担分(23%) (A+B)×23%	665,414,853円
D	調整交付金相当額	141,815,853円
E	調整交付金見込額	137,611,000円
F	準備基金取崩額	121,200,000円
G	保健福祉事業費	17,400,000円
H	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	7,269,000円
I	保険料収納必要額 C+D-E-F+G-H	558,550,706円
J	予定保険料収納率	99.00%
K	所得段階別加入割合補正後被保険者数	9,403人
L	保険料見込額(月額) I÷J÷K÷12か月	5,000円
M	保険料見込額(年額) L×12か月	60,000円

※調整交付金見込額は、「地域包括ケア見える化システム・将来推計」による試算値です。

(2) 所得段階別保険料

各段階の保険料については、前項の基準額である第5段階（年額 60,000 円）に各段階の負担割合を乗じて算出しました。

また、月額保険料額は、年額保険料を 12 で除して算出した額が基本となります。なお、標準段階は第8期の9段階から、第9期は13段階となります。

段階 (乗率)	対象者	保険料 上段：年額 下段：月平均
第1段階 (0.285)	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	17,100 円 1,425 円
第2段階 (0.485)	世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	29,100 円 2,425 円
第3段階 (0.685)	世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入等 120 万円超	41,100 円 3,425 円
第4段階 (0.90)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等 80 万円以下	54,000 円 4,500 円
第5段階 (1.00)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等 80 万円超	(基準額) 60,000 円 5,000 円
第6段階 (1.20)	本人が町民税課税かつ合計所得 120 万円未満	72,000 円 6,000 円
第7段階 (1.30)	本人が町民税課税かつ合計所得 120 万円以上 210 万円未満	78,000 円 6,500 円
第8段階 (1.50)	本人が町民税課税かつ合計所得 210 万円以上 320 万円未満	90,000 円 7,500 円
第9段階 (1.70)	本人が町民税課税かつ合計所得 320 万円以上 420 万円未満	102,000 円 8,500 円
第10段階 (1.90)	本人が町民税課税かつ合計所得 420 万円以上 520 万円未満	114,000 円 9,500 円
第11段階 (2.10)	本人が町民税課税かつ合計所得 520 万円以上 620 万円未満	126,000 円 10,500 円
第12段階 (2.30)	本人が町民税課税かつ合計所得 620 万円以上 720 万円未満	138,000 円 11,500 円
第13段階 (2.40)	本人が町民税課税かつ合計所得 720 万円以上	144,000 円 12,000 円

※第1段階～第3段階の対基準額割合は、公費による軽減強化後の割合です。